



市章

彦根市公報

令和7年(2025年)3月3日
第1935号
月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目 次

- 告示
 - 12 彦根市指定下水道工事店の指定の取消し 1
 - 13 彦根市指定下水道工事店の指定の取消し 1
 - 14 建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部改正..... 2
 - 15 彦根市議会定例会の招集..... 2
 - 16 自転車等の移動および保管..... 2
 - 17 自転車等の移動および保管..... 3
 - 18 自転車等の移動および保管..... 4
 - 19 自転車等の移動および保管..... 4
- 教育委員会告示
 - 2 彦根市教育委員会会議の招集..... 5
- 選挙管理委員会告示
 - 2 彦根市選挙管理委員会の招集..... 5
- 農業委員会告示
 - 1 彦根市農業委員会定期総会の招集 6
 - 2 所有者等を確知することができない農地 6
- 水道事業告示
 - 1 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの 6
- 河瀬財産区告示
 - 1 彦根市河瀬財産区議会の招集..... 7

告示

彦根市告示第12号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和7年2月5日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	届出区分	名称	営業を廃止した日
第149号	営業の廃止	三協株式会社 代表取締役 須田 勝一	令和7年1月31日

彦根市告示第13号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和7年2月10日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	届出区分	名称	営業を廃止した日
------	------	----	----------

第 265 号	営業の廃止	株式会社丸屋建設 代表取締役 嶋田 礼子	令和 7 年 1 月 15 日
---------	-------	-------------------------	-----------------

彦根市告示第 14 号

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号および第 6 項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 2 月 12 日

彦根市長 和田 裕 行

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号および第 6 項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号および第 6 項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定(平成 19 年彦根市告示第 133 号)の一部を次のように改正する。

第 3 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 一戸建ての専用住宅、兼用住宅、併用住宅または長屋住宅で、階数が 2 以上のものまたは延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの

第 3 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 下宿、共同住宅または寄宿舎の用途に供する建築物で、階数が 2 以上のものまたはその用途に供する部分の延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの

第 3 項第 4 号中「建築物」の次に「(下宿、共同住宅および寄宿舎の用途に供する建築物を除く。)」を加え、「その用途に供する部分の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの、または 3 階以上の階をその用途に供するもの」を「3 階以上の階をその用途に供するものまたはその用途に供する部分の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの」に改める。

第 4 項の表中「金物」を「金物等」に改め、同表備考 2 を削る。

付 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の第 3 項および第 4 項の規定は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項もしくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認に係る建築物または同法第 18 条第 2 項もしくは第 4 項の規定による通知に係る建築物(以下これらを「確認等対象建築物」という。)で、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手し、第 2 項に掲げる期間内に改正後の第 4 項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用し、確認等対象建築物で、施行日前に工事に着手し、第 2 項に掲げる期間内にこの告示による改正前の第 4 項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについては、なお従前の例による。

彦根市告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 7 年 2 月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 14 日

彦根市長 和田 裕 行

記

- 1 期日 令和 7 年 2 月 21 日
- 2 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第 16 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 14 日

彦根市長 和田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第10条に該当したため
- 2 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和7年1月15日正午頃
令和7年1月20日午前11時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

彦根市告示第17号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和7年2月14日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第10条に該当したため
- 2 移動区域
南彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和7年1月27日午後3時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵

- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第18号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和7年2月14日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第10条に該当したため
- 2 移動区域
稲枝駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和7年1月15日午前10時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
 - (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第19号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和7年2月14日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第11条第2項に該当したため
- 2 移動区域
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 3 移動日時

令和7年1月6日午後2時頃
令和7年1月15日午後1時頃および午後3時頃
令和7年1月16日午後2時頃
令和7年1月20日午前10時頃および午前11時頃
令和7年1月22日午後1時30分頃
令和7年1月28日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第2号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和7年2月10日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日時 令和7年2月20日(木)午後1時30分から
- 2 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室
- 3 議題
 - (1) 令和7年度教育関連当初予算について
 - (2) 令和6年度2月補正(第10号補正)予算について
 - (3) 彦根市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第2号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和7年2月4日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和7年2月5日(水) 午前9時30分
- 2 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎 会議室5-3
- 3 議題
 - (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について

(2) その他

農 業 委 員 会 告 示

彦根市農業委員会告示第 1 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 4 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

1 日時 令和 7 年 2 月 12 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2

3 議題

(1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

彦根市農業委員会告示第 2 号

下記の農地は、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 33 条第 2 項において準用する同法第 32 条第 3 項の規定による探索を行った結果、その農地の所有者またはその農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知することができないので、同法第 33 条第 2 項において準用する同法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 2 月 5 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

1 農地の所在等

所在および地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条または第 33 条の該当条項	農地の所有者等の情報
彦根市普光寺町 字榎ノ木立 346 番	田	3,150	所有権	第 33 条第 1 項	登記名義人 (略)
彦根市普光寺町 字海野 403 番	田	3,029			
彦根市普光寺町 字久保 152 番	田	495			
彦根市普光寺町 字北高木 38 番	田	1,388			
彦根市普光寺町 字野入 452 番 1	田	1,575			

2 1 の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて、彦根市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名および住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

3 この公示の日から起算して 2 月以内に、所有者等から 2 に定めるところによる申出がないときは、当該公示に係る農地について、農地法第 41 条第 2 項により読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により滋賀県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある。

水 道 事 業 告 示

彦根市水道事業告示第 1 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和7年2月5日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	氏名または名称	代表者の氏名	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
172	三協株式会社	須田 勝一	東近江市猪子町 58番地	令和3年9月 30日	令和7年1月 31日
173	有限会社真和設備	森 明雄	東近江市猪子町 66番地	令和3年9月 30日	令和7年1月 31日

河瀬財産区告示

彦根市河瀬財産区告示第1号

彦根市河瀬財産区議会を下記のとおり招集する。

令和7年2月7日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

- 日時 令和7年2月19日(水)午後4時から
- 場所 彦根市西葛籠町321番地 河瀬自治会館
- 議案
 - 令和5年度(2023年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
 - 令和7年度(2025年度)彦根市河瀬財産区会計予算